

農地転用必要書類チェックシート

		必要書類	備考
1	☐	農地法第3条許可申請書	申請者の住所は、現住所（通常は住民票）を記載すること ※各ページに両者の捨て印・割印
2	☐	住民票 ※ 取得者が紀美野町外の場合	本人確認のため ※日本国籍以外の方は、国籍・在留資格を省略しないものが必要
3	☐	申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る） ※インターネット上の「登記情報提供サービス」の画面印刷したものは、不可	・法務局で取得（・原則、申請書受理日3ヶ月以内（他の書類も原則3ヶ月以内））
		※相続未了の場合（登記されている所有者がお亡くなりになっている場合）は次の書類も合わせて提出ください。	
4	☐	相続人であることが判断できる戸籍謄本	法定相続人全員の連名（譲渡人）により申請が可能です。申請時に提出してください。
5	☐	相続関係図	※法務局発行の「法定相続情報一覧図」でも可
6	☐	相続確定に関する書類（遺産分割協議書等）	遺産分割協議書があるならば、上記の書類は不要
		※登記されている住所が申請者の現住所と異なっている場合、登記されている住所から現住所までの住所異動が分かるものを併せてご提出ください。	
7	☐	住民票や戸籍附票など	
8	☐	法務局の法14条地図（公図でも可）	・法務局で取得
9	☐	農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1）	
10	☐	申請に係る土地の位置図（住宅地図）	最寄りの駅、役場、インターチェンジその他公共施設からの位置並びに、周辺の土地利用状況がわかるもので、縮尺を明記する。（縮尺1/10000～1/25000程度）
11	☐	権利を取得する者の耕作証明 ※他市町村で農業を行っている場合	・紀美野町外で耕作している農地がある場合、農地の属する市町村の農業委員会発行のもの ・権利を取得する者が耕作等している農地等すべてが、当該農業委員会の区域内にある場合は、添付を省略することができる。
12	☐	申請地の全景が分かる写真	場所が分かるように赤線で記入。概ね1か月以内に現地で撮影したもの。（インターネット上から手に入れた写真は不可）
13	☐	営農計画書	※ 新規取得者の場合 権利取得後の営農状況を確認するもの
14	☐	誓約書	農地の適正な管理についての誓約書
15	☐	賃貸借・使用貸借契約書（案）の写し	賃貸借・使用貸借の場合
16	☐	通作経路図	※ 取得者が紀美野町外の場合 安定した営農状況が確保できるかどうかの確認
17	☐	委任状 ※代理申請の場合	委任に基づく代理申請の場合 委任者の住所氏名を代理人が記入し、あわせて代理人が代理人の住所氏名等を指名する。なお、委任状を添付する。
18	☐	その他、農業委員会が必要とする書類	

		必要に応じて必要な書類	
		☐ 競落決定書、遺言書の写し等	※競売、公売、遺贈等の単独行為による場合
		☐ 確定判決書、和解調書、調定調書の写し等	※判決、裁判上の和解又は請求の認諾、民事調停法による調停、家事事件手続法による審判又は調定による場合
		☐ 親権者又は後見人であることを証する書類（戸籍謄本等）	※未成年者の場合
		☐ 成年被後見人であることを証する書類	※成年被後見人の場合
		☐ 被保佐人、被補助人の同意書及び保佐人、補助人であることを証する書面	※被保佐人、被補助人の場合
		農地所有適格法人が農地等の権利を取得する場合	
		☐ 定款又は寄付行為の写し	
		☐ 法人登記事項証明書	
		☐ 法第2条第3項に規定する適格要件を具備することを証する書面	
		権利を取得しようとする者が農事組合法人又は株式会社である場合	
		☐ 組合員名簿又は株主名簿の写し	
		権利を取得しようとする者が農林漁業法人などに対する投資の遠隔化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が構成員となっている農地所有適格法人である場合	
		☐ 構成員が承認会社であることを証する書面	
		☐ 構成員の株主名簿の写し	